

## 議案第 33 号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市国民健康保険条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 115 号）  
の一部を次のように改正する。

第 18 条の 6 中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 18 条の 6 の 10 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 22 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 22 条の 4 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項及び同条第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 7 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 8 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 6 章の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前

の例による。

議案第33号参考資料

山陽小野田市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第18条の6 第15条の基礎賦課額は、<u>6.6万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第18条の6の10 第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は<u>2.6万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.6万円</u>を超える場合には、<u>6.6万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第18条の6 第15条の基礎賦課額は、<u>6.5万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第18条の6の10 第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は<u>2.4万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.5万円</u>を超える場合には、<u>6.5万円</u>）とする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合算額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合算額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税

法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

2・3 （略）

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」と

法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、54万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計額を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

2・3 （略）

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」と

<p>あるのは「第18条の6の3」と、「<u>6.6万円</u>」とあるのは「<u>2.6万円</u>」と、第3項中「第18条」とあるのは「第18条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>6.6万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。））」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号（第5項において読み替える場合を含む。））」と、第4項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課</p>	<p>あるのは「第18条の6の3」と、「<u>6.5万円</u>」とあるのは「<u>2.4万円</u>」と、第3項中「第18条」とあるのは「第18条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>6.5万円</u>」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項第3号」とあるのは「前項第3号（第5項において読み替える場合を含む。））」と、第3項中「第1項第3号」とあるのは「第1項第3号（第5項において読み替える場合を含む。））」と、第4項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>（出産被保険者の保険料の減額）</p> <p>第22条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課</p>
---	---

<p>額は、第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.6万円</u>を超える場合には、<u>6.6万円</u>）とする（第5項に掲げる場合を除く）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>6.6万円</u>」とあるのは「<u>2.6万円</u>」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>6.6万円</u>」とあるのは「<u>1.7万円</u>」と、</p>	<p>額は、第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>6.5万円</u>を超える場合には、<u>6.5万円</u>）とする（第5項に掲げる場合を除く）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の6の3」と、「<u>6.5万円</u>」とあるのは「<u>2.4万円</u>」と、第2項中「第18条」とあるのは「第18条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>6.5万円</u>」とあるのは「<u>1.7万円</u>」と、</p>
---	---

<p>第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者があ る場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料 の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条の基礎 賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額 して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とす る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額につ いて準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」と あるのは「第18条の6の3」と、「<u>66万円</u>」とあるのは 「<u>26万円</u>」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18 条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額につ</p>	<p>第2項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者があ る場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料 の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第15条の基礎 賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額 して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）とす る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額につ いて準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」と あるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」と あるのは「第18条の6の3」と、「<u>65万円</u>」とあるのは 「<u>24万円</u>」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18 条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額につ</p>
---	---



<p>いて準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>66万円</u>」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>いて準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第18条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と、第6項中「第18条」とあるのは「第18条の11」と読み替えるものとする。</p>
--	--